

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

福袋で自社名を誤植! あえて修正せず 話題を提供した「ヴィレッジヴァンガード」

福袋は、「商戦」と位置付けられるほど重要なイベント。在庫処分のお機とされていた時代は昔のこと、現在はその質が企業イメージを左右することも。その福袋に印刷する自社名を誤植、というミスを起こした企業がある。「遊べる本屋」をキーワードに、全国535店舗を展開する株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションだ。2017年の福袋として用意した計6種のうち、4種の社名が誤っていた。

通常なら作り直して発売に間に合わせようとするが、同社はあえて誤植のまま販売。さらに、自社のTwitterアカウント名も誤った社名に変更し、自虐的なツイートを発信した。結果、リツイート数は6,000を超え、複数のウェブメディアでも紹介されるなど、注目を集めることに成功。

細かく分析すると、問題の本質とタイミングを見極めた高度なマーケティングテクニックが垣間見える。まず、社名の誤植はあくまでギフトバッグなので、中身の商品に影響しない。さらに、全社員へ事前に通達して「ネタ」として扱うことを共有。SNSやウェブメディアでパブリシティを獲得することに成功したわけだ。実利的な面でも、パッケージの作り直しや輸送、パッキングといった余計なコストをかけずに済んでいる。ミスをマイナスと捉えず、前向きに生かす道を見出す。同社の姿勢は、適切なマーケティングを模索するうえで参考にすべき事例ではないだろうか。

税務会計

所得拡大促進税制を見直し 中小企業中心に拡充して賃上げ支援

2017年度税制改正では、中堅・中小企業の賃上げを支援する所得拡大促進税制が中小企業を中心に拡充される。所得拡大促進税制は、一定の要件を全て満たした場合に給与総額の増加分の10%を法人税額から控除できる制度だが、今回の改正で、新たに「前年度比2%以上の賃上げ」という要件を設定し、その際の控除率は現行より引き上げ、企業規模で控除率に差を設ける(中小企業者は増加分の22%、大企業で12%)。

今回の見直しでは、まず、中小企業者等以外の法人については、現行の要件の一つである「平均給与等支給額が前事業年度を上回ること」との要件を「平均給与等支給額が前事業年度から2%以上増加すること」に見直すとともに、控除税額を、給与等支給増加額の10%と給与等支給増加額のうち給与等支給増加額から前事業年度の給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額(現行は給与等支給増加額の10%)とする。

一方、中小企業者等については、平均給与等支給額が前事業年度から2%以上増加した場合の控除税額を、給与等支給増加額の10%と給与等支給増加額のうち給与等支給増加額から前事業年度の給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額(現行は給与等支給増加額の10%)とする。つまり、大企業は増加給与額の12%を、中小企業者は増加給与額の22%を、それぞれ法人税額から税額控除できるようになる。

今週のキーワード

パブリシティ

PR活動のひとつ。製品やサービス、事業などに関する情報を積極的にマスメディアに提供し、報道として取り上げられるよう働きかける。プレスリリースや広告といった企業からの発信とは異なり、メディア側に情報の取捨選択権があるため、自ずと一般からの注目度や信頼度が高くなるのが特徴。なお、記事広告やタイアップなど企業側が対価を支払うものはペイドパブリシティと呼ばれるが、こちらの本質は広告であるため、厳密に言えばパブリシティとは異なる。